議案第三十八号

三朝町ふるさと創生基金条例の設定について

次のとおり三朝町ふるさと創生基金条例を設定することについて、地方自治法(昭和二十

二年法律第六十七号) 第九十六条第一 項の規定により、 本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

Ξ 朝 ĦŢ 長 安 田 真

郎

三朝町議会議長 安井由行

平

放元年 參月 廿拾弐日

原索可決

三朝町条例第

V.

三朝町ふるさと創生基金条例

(目的)

第一条。この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、

三朝町ふるさと創生基金の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 地域活性化事業の推進に資するため、三朝町ふるさと創生基金(以下「基金」という。)を

設置する。

(積立て)

第三条 基金として獲み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(聲理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により、これを保

管しなければならない。

## (運用益金の処理)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとす

2

## (構名週用)

第六条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、

基金に属する現金を載計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条(基金は、三朝町地域活性化事業の財源にあてる場合に限り、その一部又は全部を処分するこ

とができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。